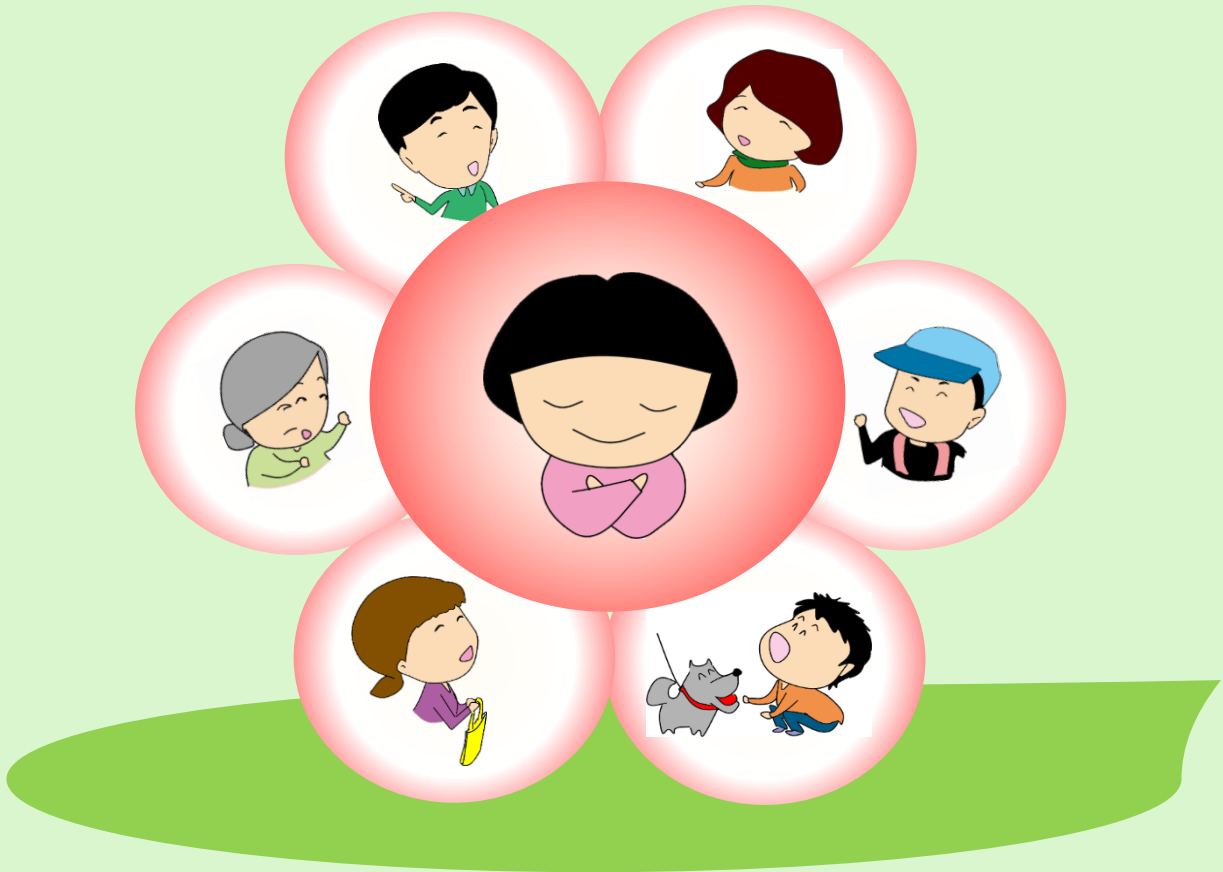


# いのち支える庄原プラン

(庄原市自殺対策計画)



平成31年3月

庄原市



## はじめに

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。国を挙げての総合的な取り組みの推進・強化によって、全国的に自殺者数は減少傾向で推移しております。

しかし、本市における人口 10 万人当たりの自殺者数は、全国平均・広島県平均と比較して 2 倍以上と高く、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で、78 人の方が自ら命を絶っているという現実があります。



自殺は、「その多くが追い込まれた末の死」であり「誰にでも起こりうる危機」と言われています。

命を絶たざるを得ない状況に追い込まれていく背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが明らかになっていることから、自殺対策は、こうした「生きることの阻害要因」を減らし、信頼できる人間関係や自己肯定感などの「生きることの促進要因」を増やし「生きる支援」としていくことが重要です。

このたび、本市では、自殺の要因となりうる危機に陥ったときには誰かに助けを求め、周りの人も危機に陥った人の心情や背景を理解し、お互いが声をかけあい共に「生きるまち」にしていきたいと考え、「声かけあい、気づき、つながるまち」を基本目標に掲げ「生きることの包括的支援(=自殺対策)」に取り組む庄原市自殺対策計画を策定いたしました。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただくとともに、計画の推進にあたりまして、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議をいただきました庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会の皆様及び関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

庄原市長 木山 耕三

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定方針	3
5	計画の策定体制	4

## 第2章 自殺に関する現状と課題

1	自殺で亡くなった人の状況	5
2	ストレスや悩みへの対処状況等	11
3	高齢者の状況	17
4	課題の整理	20

## 第3章 計画の基本事項

1	自殺に対する基本認識	22
2	将来像	23
3	基本目標	23
4	数値目標	23
5	基本施策	23
6	関連事業	24
7	計画の体系	24

## 第4章 具体的な取り組み

1	基本施策	25
2	生きる支援に関連する事業	30
3	第3次庄原市健康づくり計画における関連施策	32

## 第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制	34
2	計画の周知	34
3	点検と評価	34

## 資料

1	「自殺総合対策大綱」(概要)	36
2	庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会設置要綱	37
3	庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会委員名簿	39
4	計画策定の経緯	40
5	用語解説	41

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

平成28年の自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の一部改正により、市町村は、自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定。以下「大綱」という。)、都道府県自殺対策計画及び地域の実情を勘案して、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本市では、第3次庄原市健康づくり計画(平成29年3月策定)の中で、自殺・うつ予防に取り組んでいますが、今後は、自殺対策基本法の理念を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として再構築するとともに、更に推進するため庄原市自殺対策計画を策定しました。

### 自殺対策基本法(抜粋)

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2～4 略

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 略

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

### 自殺総合対策大綱(抜粋)

第1 自殺総合対策大綱の基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

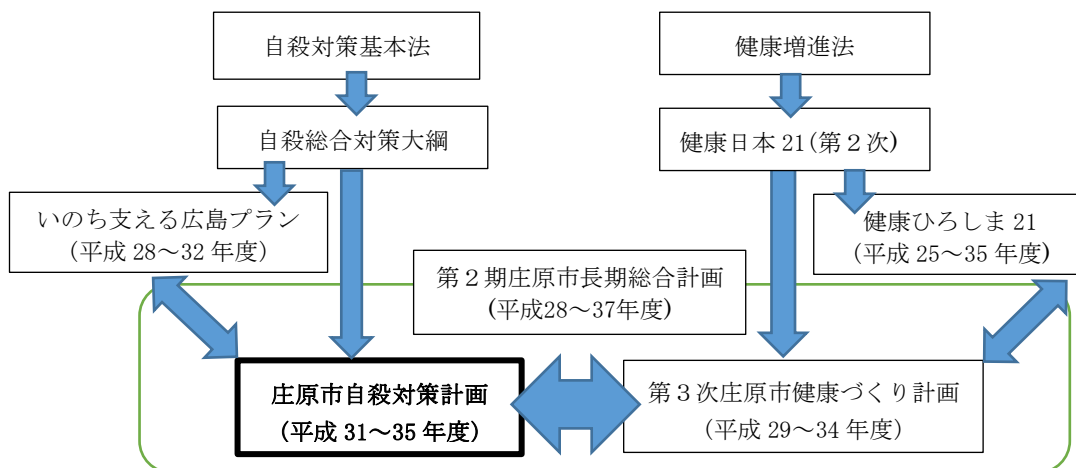
自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策においては、社会における「生きることの阻害因子(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつ総合的に推進するものとする。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく、市町村自殺対策計画です。

本計画は、大綱、いのち支える広島プラン及び第3次庄原市健康づくり計画と整合・調整を図っています。

〔図：他計画との関係図〕



## 3 計画の期間

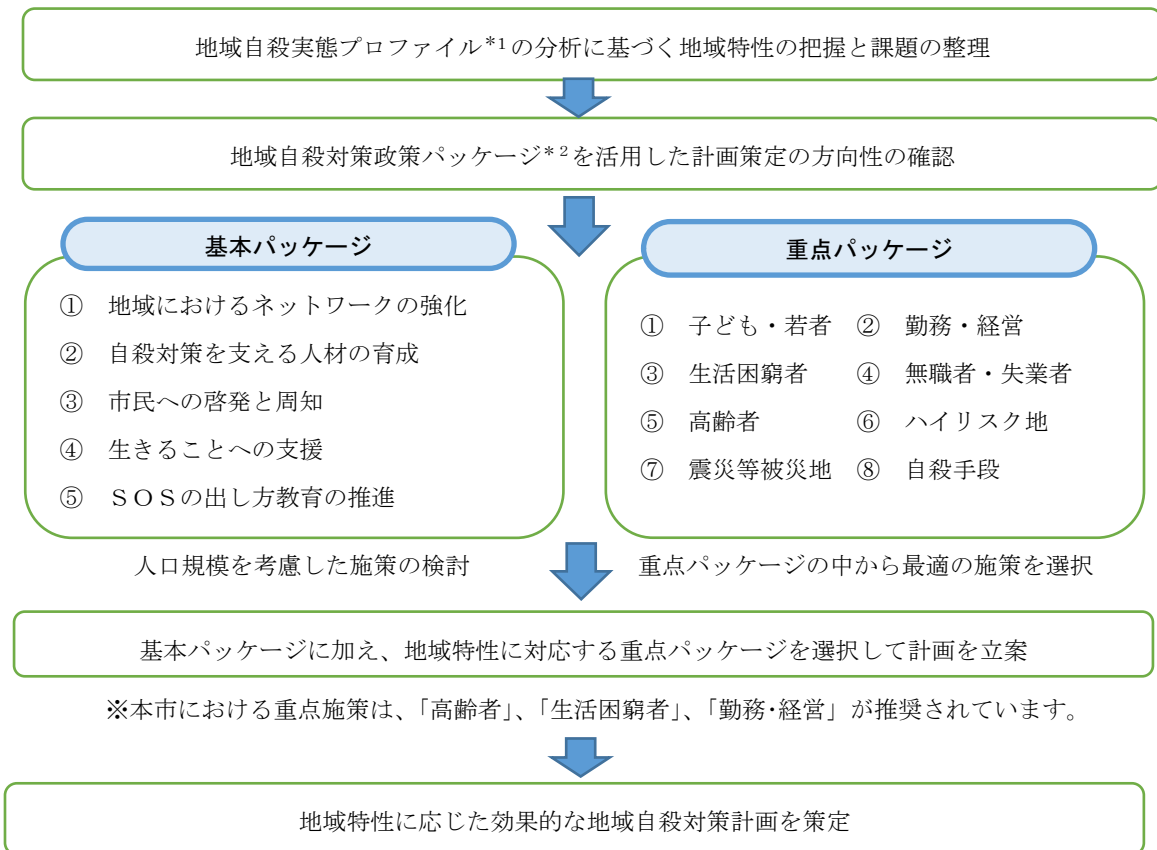
本計画の期間は、大綱の見直しに合わせ、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

〔図：計画の期間〕

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第2期庄原市長期総合計画(～平成37年度)							
	第3次庄原市健康づくり計画						
			庄原市自殺対策計画				

## 4 計画の策定方針

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、大綱及び地域の実情を勘案して策定する必要があることから、国から示された手順に沿って策定します。



### \*1 地域自殺実態プロフィールとは

警察庁統計を基に国が自治体ごとの自殺実態を分析したデータ。平成25年から29年までの5年間に自殺で亡くなった人に関し、自殺率ではなく自殺者数を重視して自殺のリスクを評価したもの。

自殺統計データを性別・年代・職業・同居人の有無の4属性でクロス集計し、重視すべき属性群を認識できるようにしています。

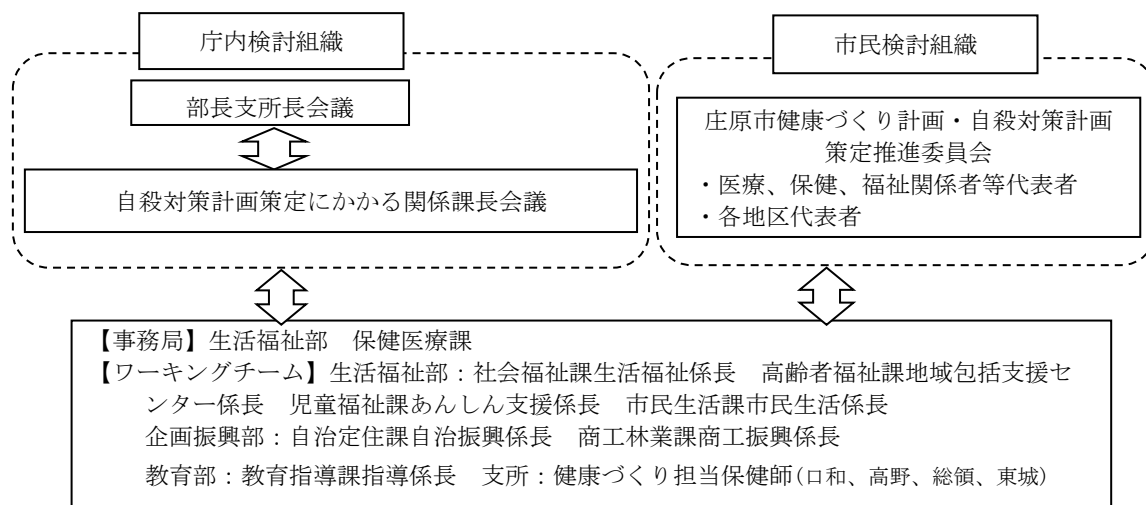
### \*2 地域自殺対策政策パッケージとは

国が示した自殺対策に関する複数の施策群をまとめたもので、全国的に実施することが望ましい施策群(基本パッケージ)と、地域における自殺者の性・年代等の特性と背景にある自殺の危機経路を参考に、優先的な課題となりうる推奨施策群(重点パッケージ)があります。

## 5 計画の策定体制

### (1) 検討組織

〔図：検討組織図〕



※関係課長：生活福祉部各課長、自治定住課長、商工林業課長、教育指導課長

### (2) 市民からの意見聴取

- ① 関係機関ヒアリングの実施
- ② 平成28年度実施「健康意識・生活習慣調査」
- ③ 平成28年度実施「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」
- ④ パブリックコメントの実施
- ⑤ プランナーモニター制度での意見聴取



## 第2章 自殺に関する現状と課題

### 1 自殺で亡くなった人の状況

地域自殺実態プロファイルから、本市において平成25年から29年まで(5年間)に自殺で亡くなった78人の性別、年代、職業の状況や同居人の有無等を整理しました。

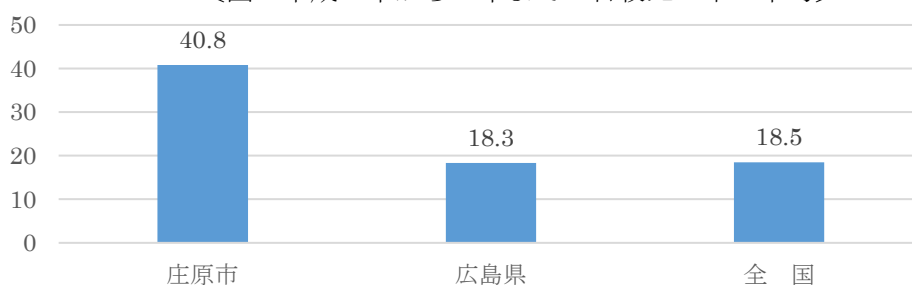
#### (1) 自殺死亡率

本市の自殺死亡率(人口10万人当たりの換算数値)の5年間平均は40.8であり、広島県平均の18.3と比較し、2.2倍になっています。なお、平成29年の全国平均は、16.5となっています。

〔表：平成25年から29年までの自殺死亡率(人口10万人当たり)〕

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均
庄原市	48.3	43.7	23.5	50.6	37.8	40.8
広島県	21.6	19.7	18.1	15.6	16.5	18.3
全 国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	18.5

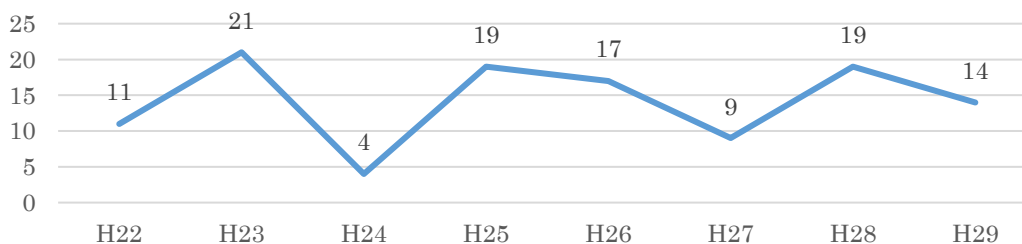
〔図：平成25年から29年までの自殺死亡率の平均〕



#### 【参考1】自殺で亡くなった人の推移

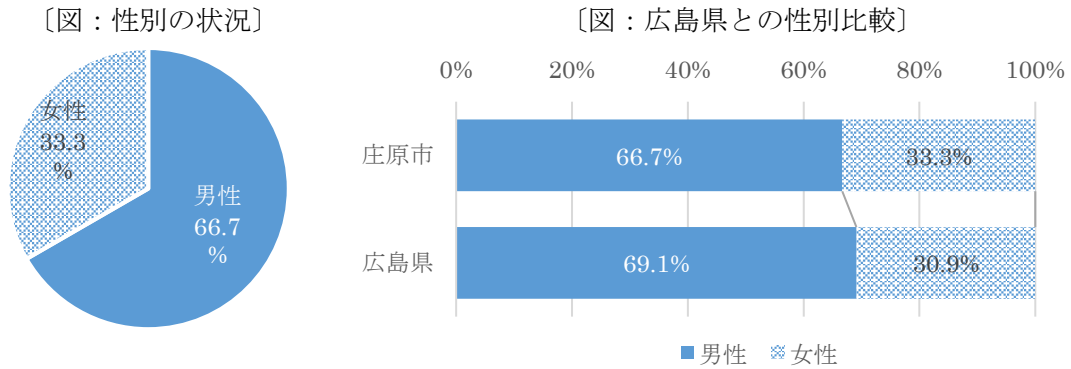
本市において、平成22年から29年までに自殺で亡くなった人は、4人から21人の間で増減しています。

(人) 〔図：平成22年から29年までの自殺で亡くなった人数〕



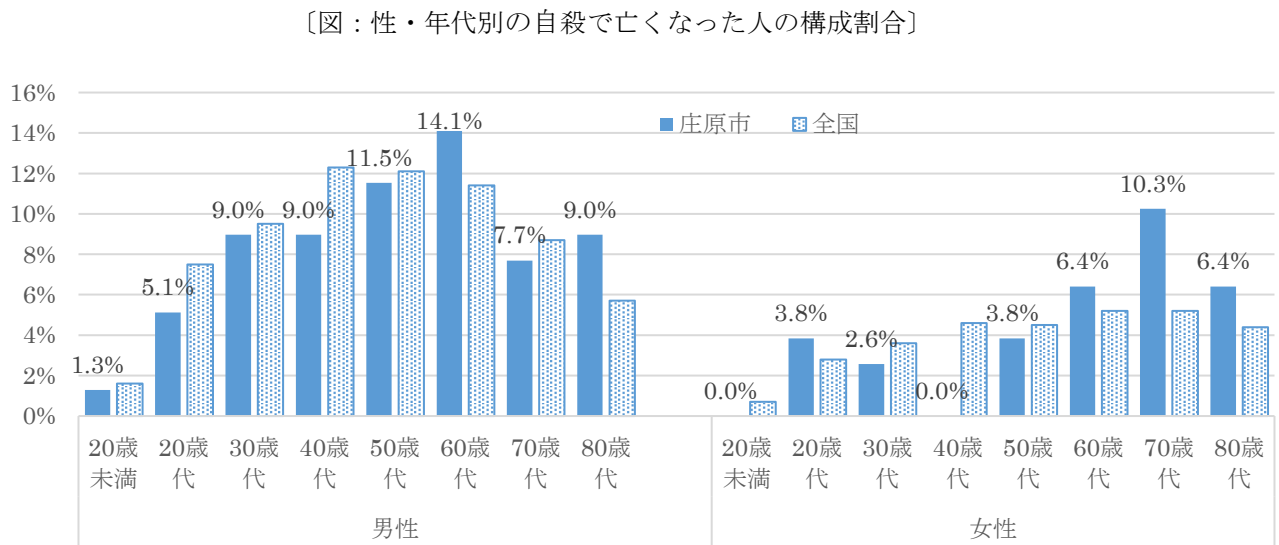
## (2) 性別

性別は、男性52人、女性26人で、男性が6割以上となっており、広島県全体と同様の状況です。



## (3) 性年代別

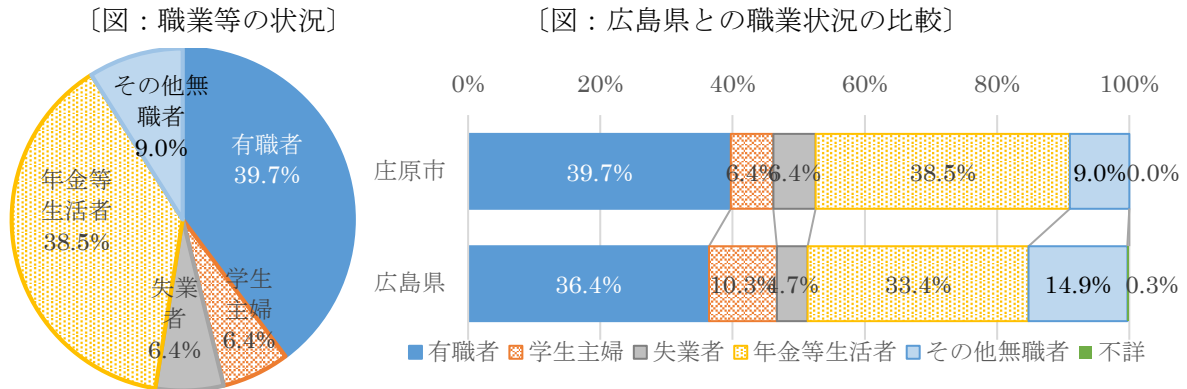
性年代別は、男性50～60歳代、女性70歳代の割合が高くなっています。



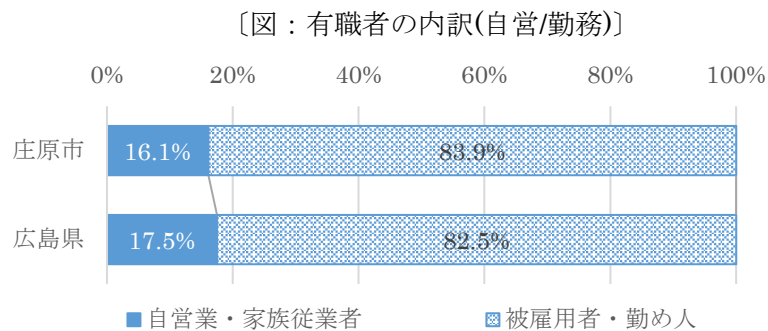
\* 自殺で亡くなった78人(5年間)を100%としています。

#### (4) 職業等の状況

職業等の状況は、「有職者」の割合が最も高く、次に「年金等生活者(無職)」となっています。広島県全体との比較では、「有職者」と「年金等生活者(無職)」の割合が高くなっています。



有職者の内訳は、「被雇用者・勤め人」の割合が高くなっています。

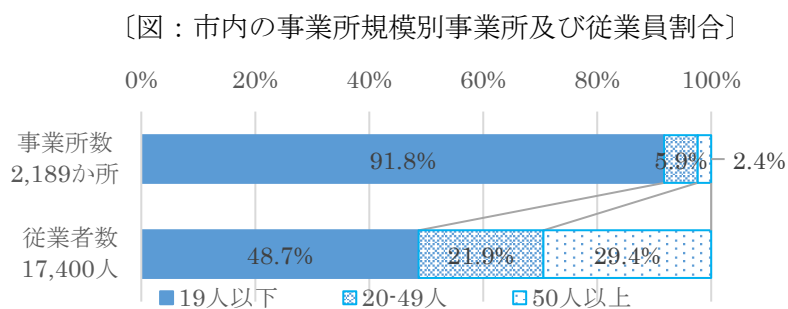


#### 【参考2】勤務・経営関連資料

(出典：平成26経済センサス-基礎調査)

労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘され、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

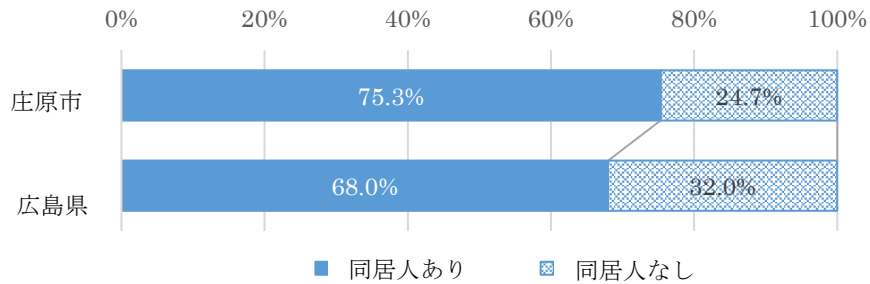
本市では、2,189か所の事業所のうち97.7%、また17,400人の従業者のうち70.6%が小規模事業所に該当します。



### (5) 同居人の有無

同居人の有無は、広島県全体と比較して、「同居人あり」の割合が高くなっています。

[図：広島県との同居人有無の比較]



### (6) 本市における主な自殺の特徴

地域自殺実態プロフィールにおける、自殺で亡くなった人の性別、年代、職業の有無、同居人の有無をクロス集計した上位5区分は、次のとおりです。

本市の特徴としては、性別は男性、年代は60歳以上、職業は無職、同居人は「あり」の場合が多くなっています。

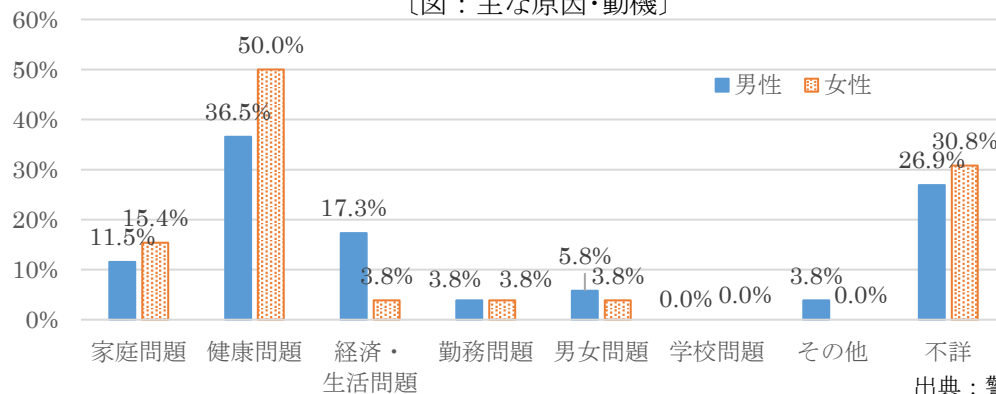
[表：主な自殺の特徴]

上位5区分	自殺者数 5年計	割合
1位:女性、60歳以上、無職、同居	12人	15.4%
2位:男性、60歳以上、無職、同居	10人	12.8%
3位:男性、60歳以上、有職、同居	9人	11.5%
4位:男性、40~59歳、無職、同居	6人	7.7%
5位:男性、20~39歳、有職、同居	6人	7.7%

### (7) 主な原因や動機

主な原因や動機は、男女ともに「健康問題」の割合が最も高く、次に男性は「経済・生活問題」、女性は「家庭問題」が高くなっています。

[図：主な原因・動機]



出典：警察庁自殺統計

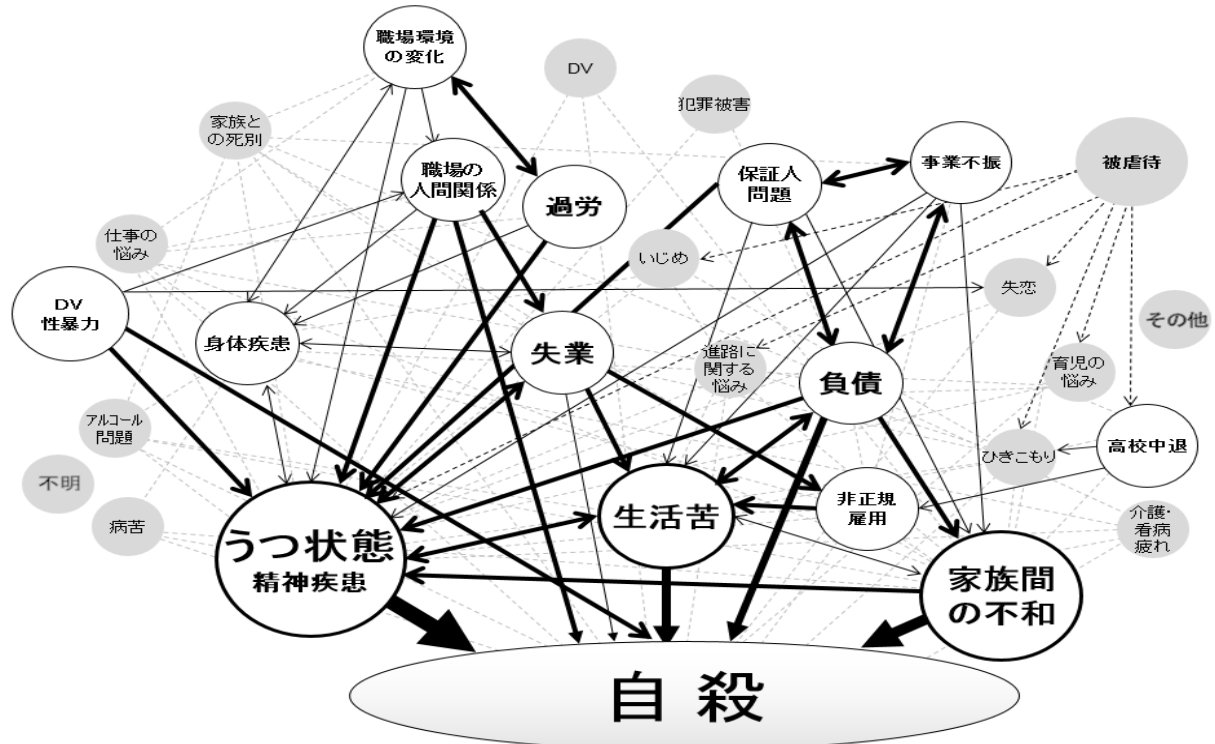
## 原因と動機についての参考図 ……自殺の危機経路……

家族を自殺で亡くした遺族の協力のもと、「1000人の声なき声」に耳を傾ける自殺実態調査(=自殺で亡くなった523人と、その遺族523人の、あわせて1046人を対象とした大規模調査)が行われ、「自殺実態白書2013」としてまとめられました。

その結果を分析し、危機経路を明らかにしたものがこの図です。

この中では、特定の要因だけでなく、「1人当たり平均4つの要因が複合的に連鎖し、自殺に至る」と整理されています。

〔図：「自殺実態1000人調査」から見てきた自殺の危機経路図〕



出典：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）

本市において自殺で亡くなった人の性別・年代等の区分を、自殺実態白書2013に示された代表的な背景・危機経路に当てはめると、下表のとおりとなります。

これによると、身体疾患による病苦や介護疲れや、失業(退職)による生活苦や借金、職場の人間関係や仕事の悩みによる過労などの要因が重なる中で、うつ状態や「生きるのが困難な状況」に追い込まれて、自殺に至っています。

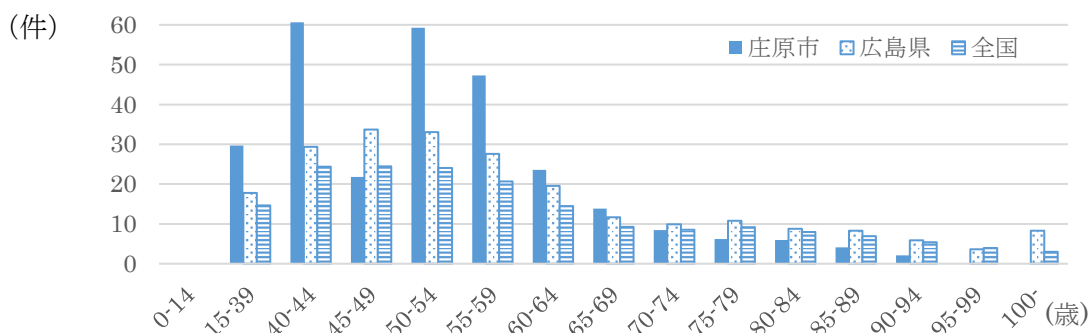
〔表：主な自殺の危機経路〕

上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性、60歳以上、無職、同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性、60歳以上、無職、同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性、60歳以上、有職、同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位:男性、40~59歳、無職、同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:男性、20~39歳、有職、同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

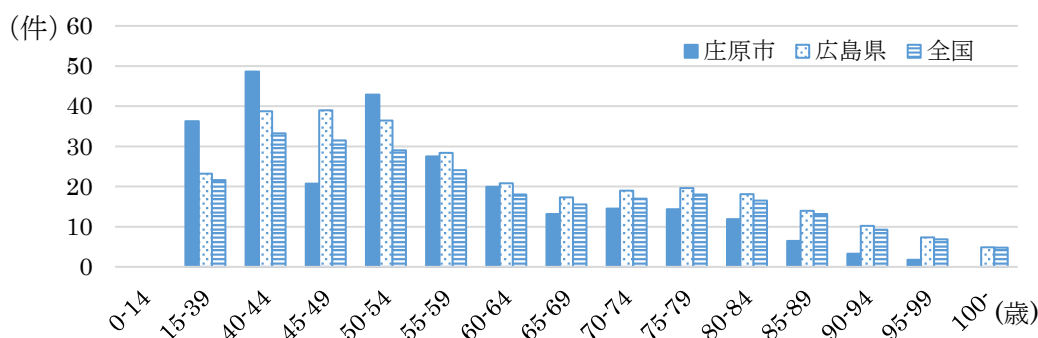
### 【参考3】疾病統計から見る本市のうつ病の状況

本市の国保と後期高齢者医療保険における被保険者千人当たりのうつ病レセプト件数(平成29年度・外来)は、広島県・全国の平均と比較し、男女ともに15歳から44歳まで、及び50歳代で多くなっています。

〔図：広島県・全国との被保険者千人当たりうつ病レセプト件数の比較【男性】〕



〔図：広島県・全国との被保険者千人当たりうつ病レセプト件数の比較【女性】〕



出典：広島県国民健康保険団体連合会

### 自殺で亡くなった人の実態

- ・本市の自殺死亡率(人口10万人当たりの換算数値)の5年間平均は40.8で、広島県平均18.3の2.2倍になっていること。
- ・男性が女性の約2倍、年代は50歳代から70歳代が多いこと。
- ・職業等は「有職者」と「年金等生活者(無職)」の割合が高いこと。
- ・同居人の有無は、「同居人あり」の割合が高いこと。
- ・主な動機・危機経路として、身体疾患・うつ状態などの健康問題、介護疲れ・家族間不和などの家庭問題、失業・借金など経済問題、職場の人間関係や仕事の悩み・過労などの勤務問題が指摘されていること。

## 2 ストレスや悩みへの対処状況等

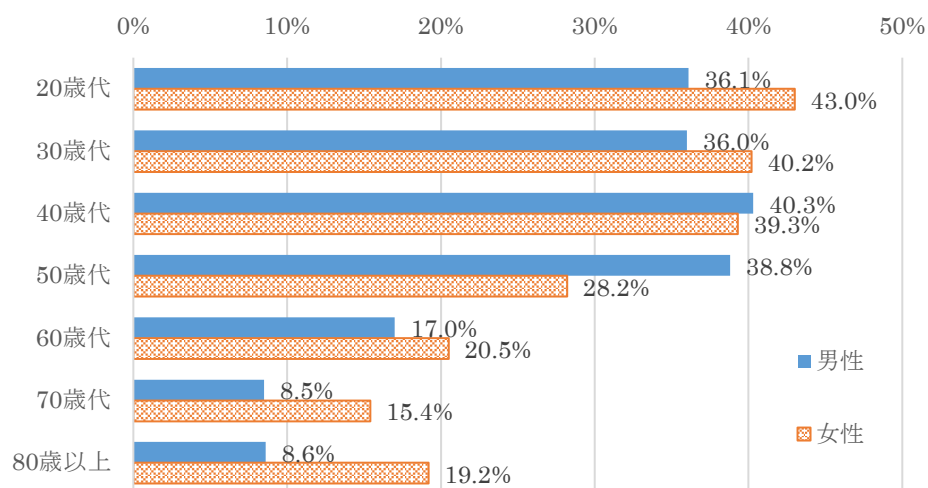
平成28年9月に実施した健康意識・生活習慣調査(20歳以上の市民2,050人)から、ストレスや気分の落ち込み、その対処方法などを整理しました。

### (1) ストレスと、気分の落ち込み・不安

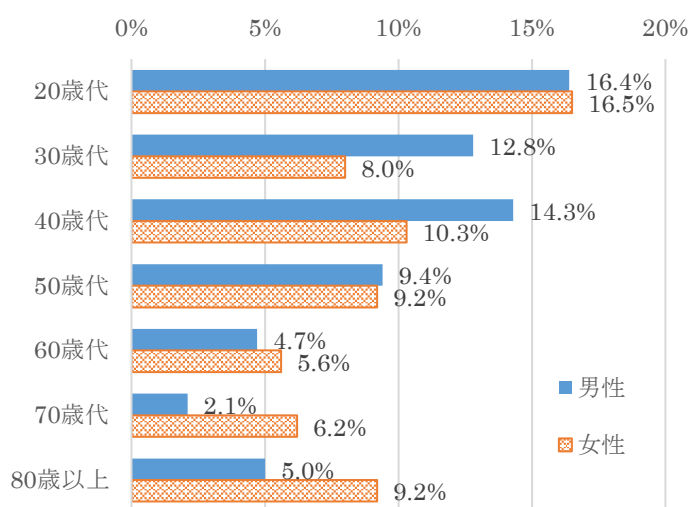
「ストレスがよくある」と回答した割合は、男性の20歳代から50歳代及び女性の20歳代から40歳代が高くなっています。

「気分の落ち込み・不安になることがよくある」と回答した割合は、男女ともに20歳代が高くなっています。

〔図：ストレスが「よくある」回答割合〕



〔図：気分落ち込み・不安になることが「よくある」回答割合〕

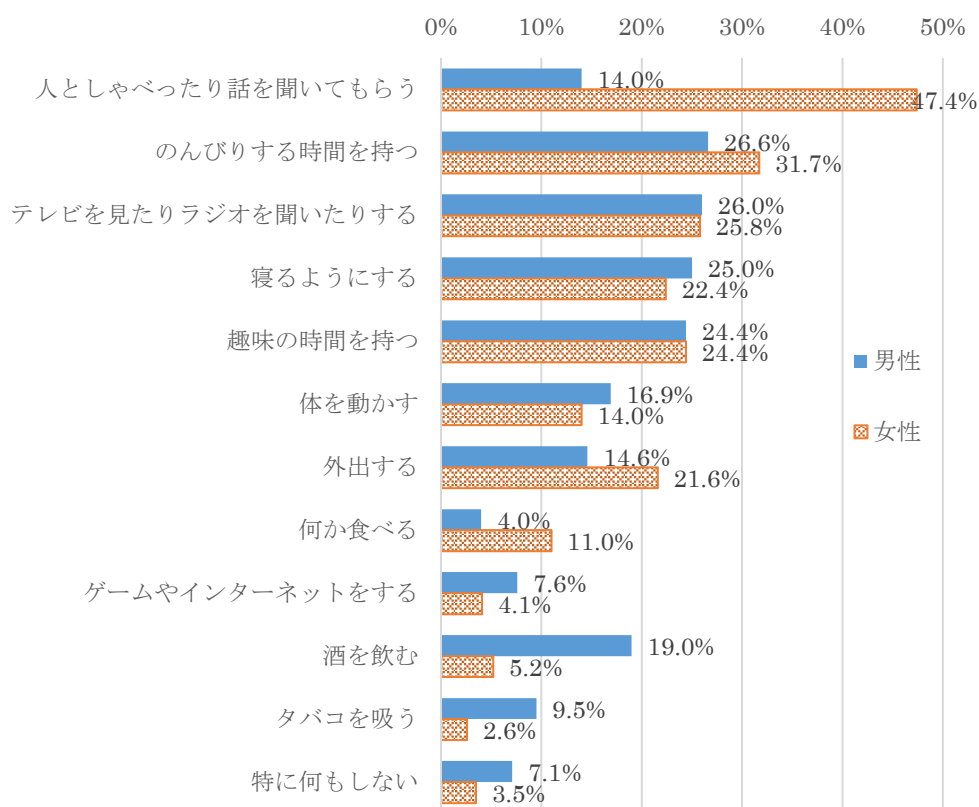


## (2) ストレスを感じたときの解消方法

ストレスの解消方法は、男女ともに「のんびりする時間を持つ」と回答した割合が高くなっています。

また、男女差があるものとして、女性は「人としゃべったり、話を聞いてもらう」、男性は「酒を飲む」と回答した割合が高くなっています。

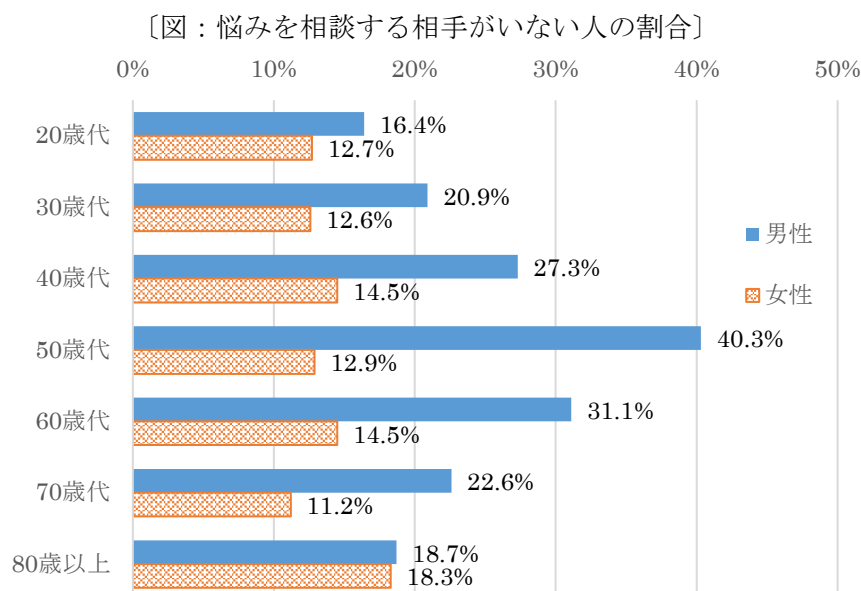
〔図：男女別のストレス解消法〕





### (3) 相談相手の有無

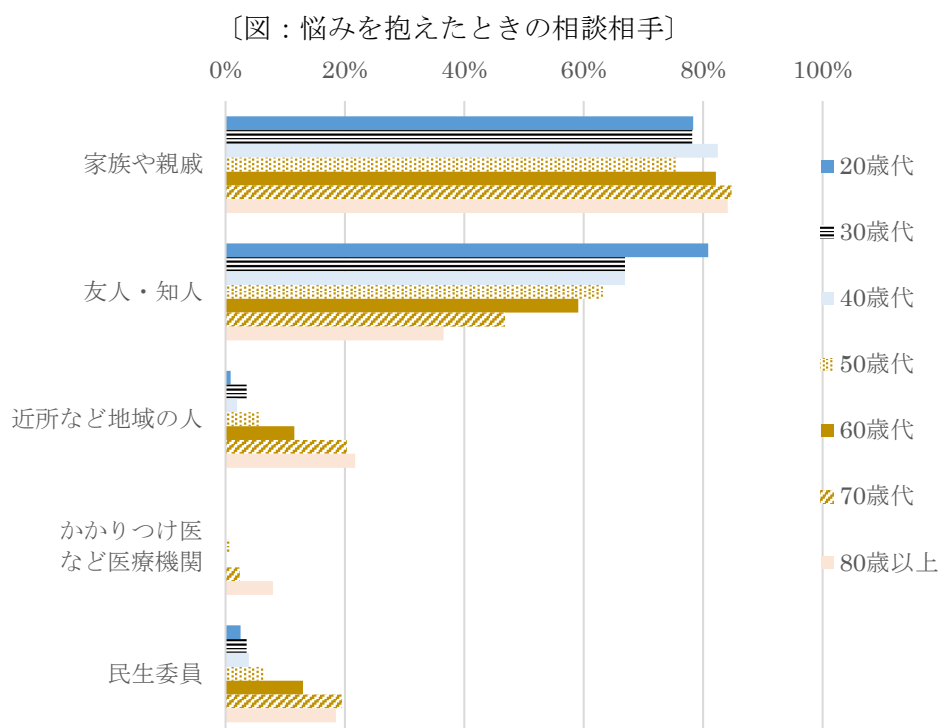
悩みを抱えたときの相談について、「相談できる相手がない」と回答した割合は、男性の50歳代が約4割、60歳代が約3割と高くなっています。



### (4) 悩みを抱えたときの相談相手

悩みを抱えたときの相談相手について、20歳代は「友人・知人」、他の年代は「家族や親戚」と回答した割合が最も高くなっています。

また、年代が進むにつれ、「友人・知人」の割合が低下し、「近隣者」、「民生委員」などの割合が高くなっています。

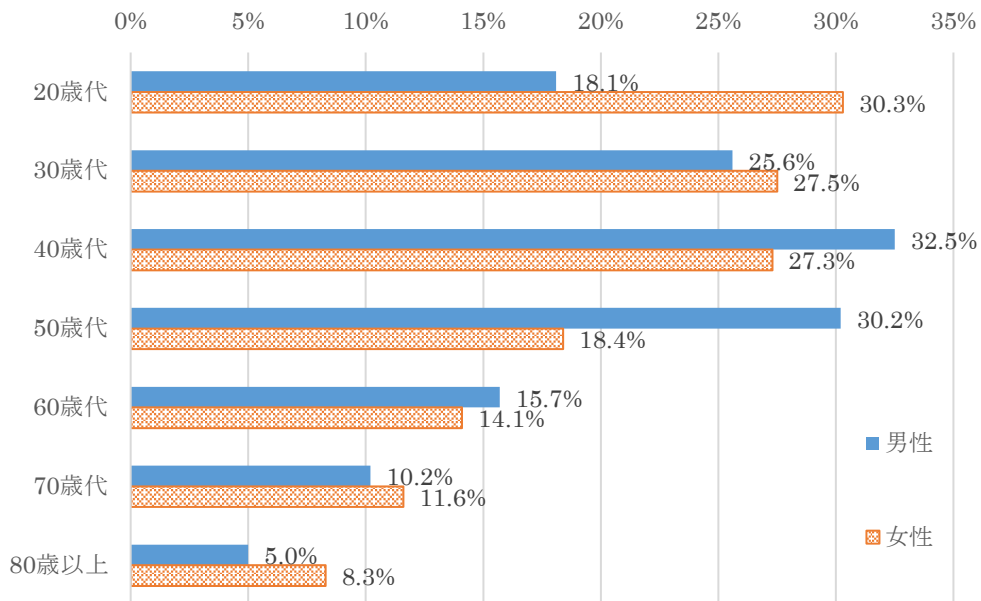


### (5) 睡眠と気分の落ち込み

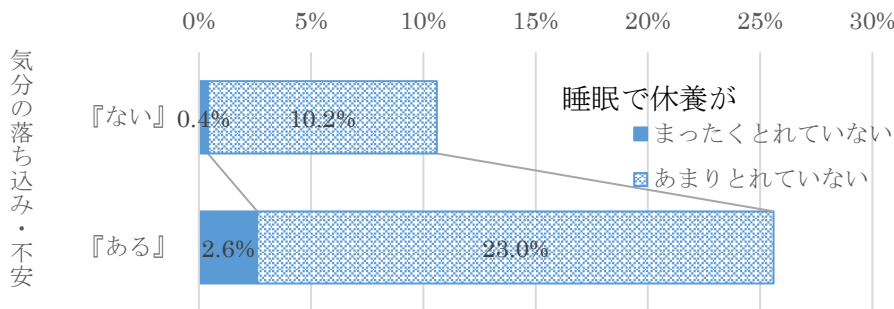
「睡眠で休養がとれていない」と回答した割合は、女性の20歳代、男性の40歳代と50歳代が高くなっています。

また、「気分の落ち込みや不安がある」と回答した人の4人に1人は、「睡眠で休養がとれていない」と回答しています。

〔図：睡眠で休養がとれていない人の割合〕

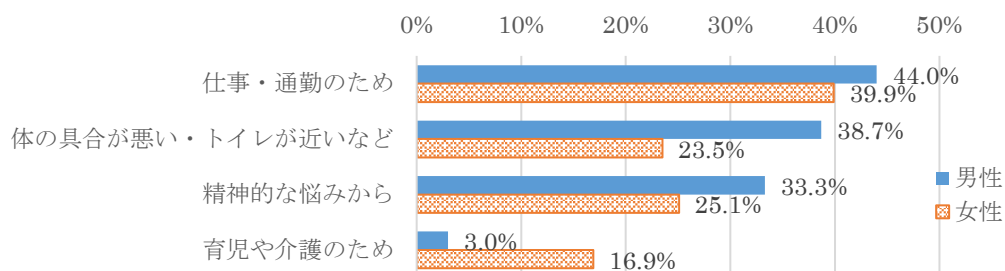


〔図：気分の落ち込みと睡眠の状況〕



### 【参考4】

〔図：睡眠で休養がとれていない理由〕

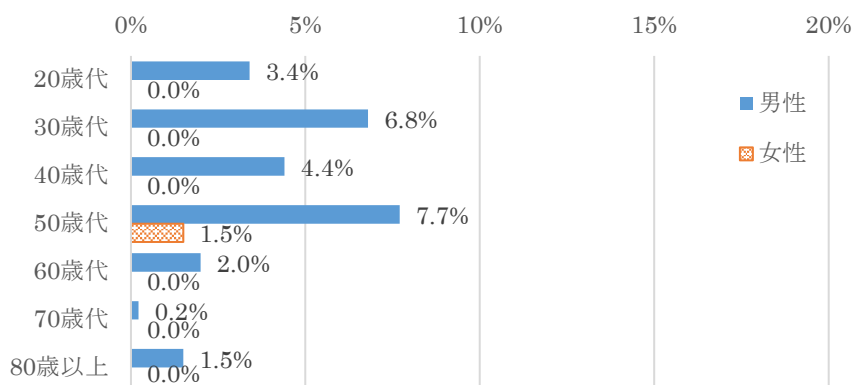


## (6) 飲酒と気分の落ち込み

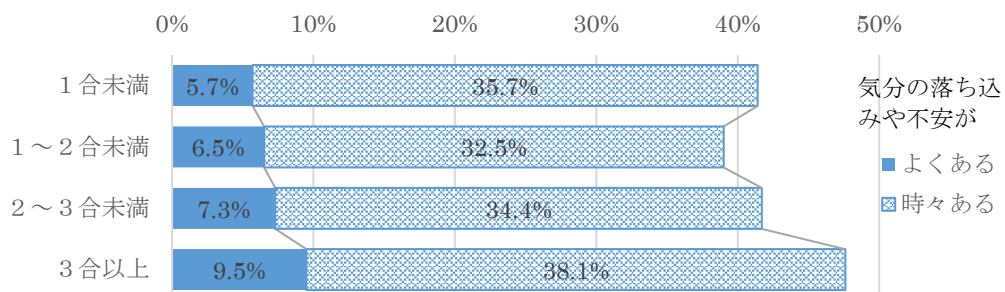
1日3合以上を飲酒していると回答した割合は、30歳代と50歳代の男性で高くなっています。

また、1日3合以上の飲酒者は、3合未満の飲酒者に比べ、「気分の落ち込みがよくある又は時々ある」と回答した割合が高くなっています。

〔図：1日3合以上飲酒者の割合〕



〔図：飲酒量と気分の落ち込み・不安の状況〕



### ストレスや悩みへの対処の実態

- ・ 若い世代において、「ストレスや気分の落ち込み・不安になることがよくある」と回答した割合が高く、かつ、睡眠に課題がある傾向が見られること。また20歳代・30歳代男性の自殺に至る危機経路には職場の人間関係や仕事の悩みがあること。
- ・ ストレスの解消法について、女性は「人としゃべったり、話を聞いてもらう」と回答した割合が高い一方で、男性は「悩みを相談する相手がいない」と回答した割合が高いこと。
- ・ 悩みを抱えたときの相談相手について、20歳代は「友人・知人」、他の年代は「家族や親戚」と回答した割合が最も高くなっているが、年代が進むにつれ、「友人・知人」の割合が低下し、「近隣者」、「民生委員」などの割合が高くなっていること。
- ・ 悩みを抱えたときの相談相手は「家族や親戚」と回答した割合が高いものの、同居者がいる人の自殺割合が高いことから、家族にも相談できない人への支援が求められること。
- ・ 1日3合以上の飲酒者において、「気分の落ち込みがよくある又は時々ある」と回答した割合が高いこと。

### 3 高齢者の状況

平成29年3月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(市内に居住する要介護認定を受けていない65歳以上の市民1,783人)から、高齢者の「うつ」や助け合いの状況などを整理しました。

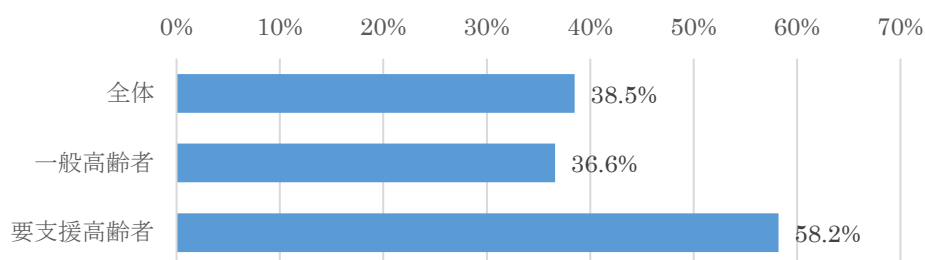
\* 要支援1または2の認定を受けた高齢者を「要支援高齢者」、要支援・要介護認定を受けていない高齢者を「一般高齢者」としています。

#### (1) うつの状況

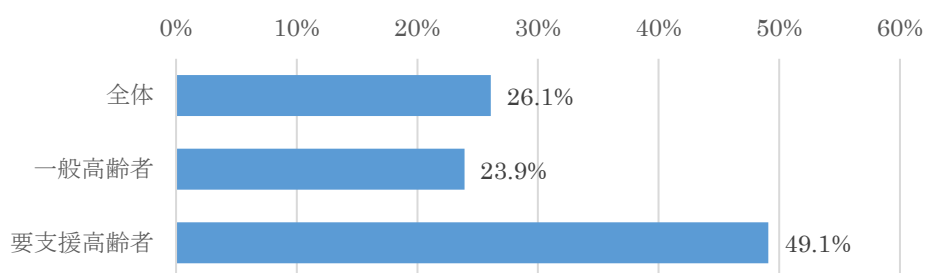
「この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったことがある」と回答した割合は、一般高齢者に比べ、要支援高齢者が高くなっています。

また、「この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあった」と回答した割合も、同様となっています。

〔図：気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったことがある割合〕



〔図：物事に興味がわかない、心から楽しめない感じがよくあった割合〕

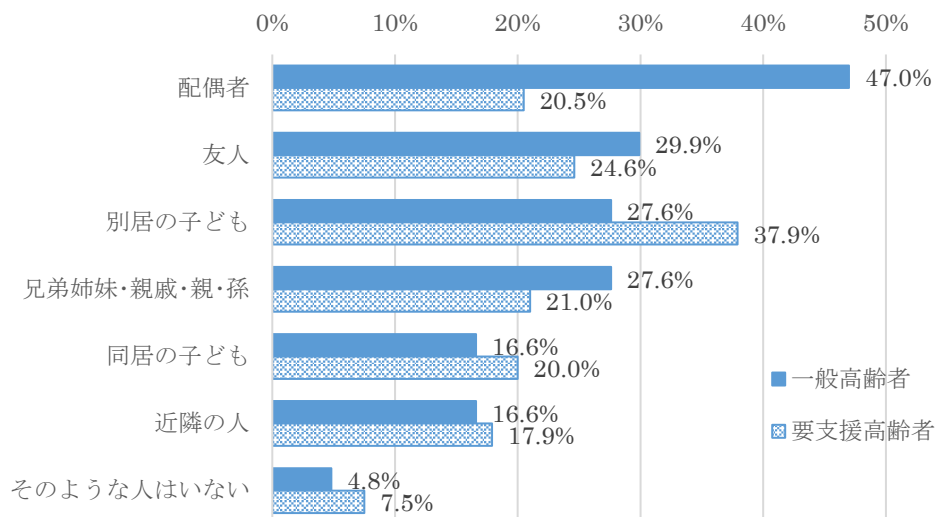


## (2) 助け合いの状況

### ア 心配事や愚痴を聞いてくれる人の状況

「心配事や愚痴を聞いてくれる人」について、一般高齢者は「配偶者」、要支援高齢者は「別居の子ども」と回答した割合が高くなっています。

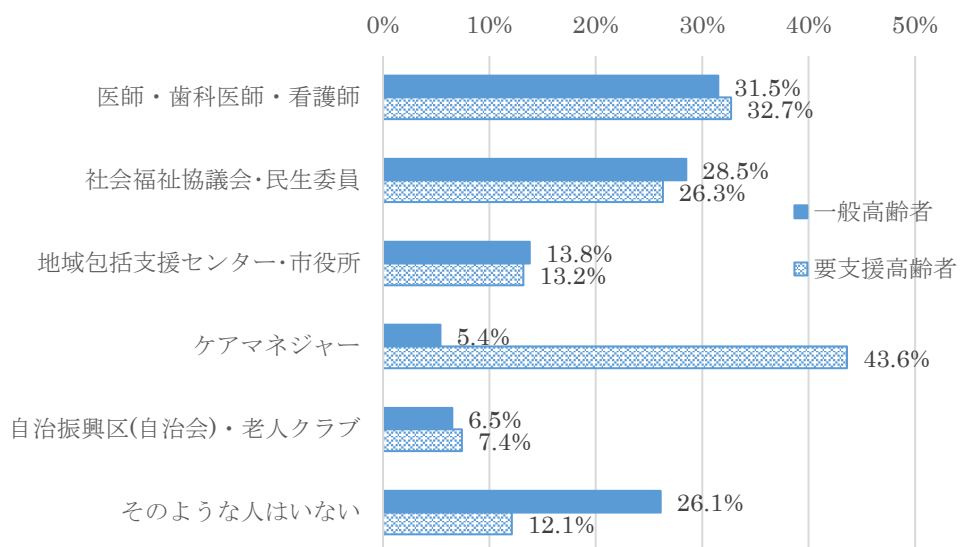
〔図：心配事や愚痴を聞いてくれる人(要支援の有無別)〕



### イ 家族や友人・知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手について、一般高齢者は「医師などの医療職」、要支援高齢者は「ケアマネジャー」と回答した割合が最も高くなっています。

〔図：家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手(要支援の有無別)〕



### 高齢者の実態

- ・ 要支援高齢者は、一般高齢者に比べ、「うつ」の傾向が高いこと。
- ・ 「心配事や愚痴を聞いてくれる人」について、一般高齢者は「配偶者」、要支援高齢者は「別居の子ども」と回答した割合が高くなっていること。
- ・ 家族や友人以外の相談相手について、一般高齢者は「医師などの医療職」、要支援高齢者は「ケアマネジャー」と回答した割合が最も高いこと。

## 4 課題の整理

---

前記までの現状と地域自殺対策政策パッケージを踏まえ、本計画で取り組むべき課題を次のとおり整理します。

### (1) 市民意識の向上

#### ① 市民への啓発と周知

- ・ 自殺対策は、市民の自己啓発及び理解が大切であることから、正しい情報を確実に伝える取り組みが必要です。

#### ② 自殺対策を支える人材の育成

- ・ 家庭や地域での孤独が自殺の引き金になる場合が少なくないことから、お互いに気づき、声をかけあう近隣関係の再構築、市民の意識向上が必要です。
- ・ さまざまな職種において、適切な相談対応が行える人材を育成することが必要です。

#### ③ SOSの出し方教育の推進

- ・ 児童生徒の自殺を防止するため、いじめや体罰などの実情調査や適切な対応に加え、子ども自身のSOSの出し方、自己肯定感を高める取り組みが必要です。

### (2) 支援体制の充実

#### 支援ネットワークの強化

- ・ 本市の自殺死亡率の5年間平均は、広島県平均と比較して高いことから、自殺に至るさまざまな危機経路を踏まえ、多様な関係機関との連携が必要です。



### (3) 個別支援の強化

#### ① 生きることへの支援

- ・ 相談相手がいない人への対応、また、他者と話す機会の提供として、悩みを抱える人の「居場所づくり」が必要です。
- ・ 自殺は、周囲の人にも大きな影響を及ぼすことから、遺された人への支援が必要です。

#### ② 高齢者への支援

- ・ 高齢者は、健康状態や家庭環境などにより、うつ状態や孤立・孤独に陥りやすいことから、同居・別居を問わず、家族や地域との関係を維持するとともに、医療職やケアマネジャーなど、専門職との連携支援が必要です。

#### ③ 生活困窮者への支援

- ・ 自殺の危機経路において、負債や生活苦など、経済的な問題から自殺に至る場合も指摘されていることから、関係機関との連携、相談支援体制の充実が必要です。

#### ④ 勤務・経営問題への対応

- ・ 自殺の危機経路において、事業不振・失業に加え、人間関係の変化や過労をはじめとする職場環境の悪化が自殺の要因になっていることから、職場でのメンタルヘルスの啓発、ハラスメントの防止、相談体制の充実などへの取り組みが必要です。

## 第3章 計画の基本事項

### 1 自殺に対する基本認識

本市において自殺対策を推進するにあたり、自殺に対する基本認識を次のとおりとします。

#### (1) 自殺の多くは追い込まれた末の死である

自殺は、様々な悩みや、社会とのつながりの減少、役割喪失感、役割への過剰な負担感などにより危機的な状態に追い込まれたり、抑うつ状態や、うつ病、アルコール依存症等精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態になるなど、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」ということができます。

#### (2) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である

世界保健機関が「自殺は、その多くは防ぐことができる社会的な問題」と明言しています。心理的な悩みを引き起こす要因に対する社会の適切な介入、また自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるとされています。

#### (3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など、自殺の危険を示すサインを発していることが多くあります。しかし家族や職場の同僚等身近な人でも、気づきにくい場合があるため、身近な人以外の人がサインに気づき、自殺予防に繋いでいくことも課題となっています。

## 2 将来像

本市の最上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」では、「美しく輝く里山共生都市～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～」を将来像に掲げ、その実現に向けた分野別の基本政策を設定しています。

このため、本計画においては、第2期庄原市長期総合計画の保健・福祉・医療・介護分野の基本政策である「“あんしん”が実感できるまち」を将来像とします。

### “あんしん”が実感できるまち

## 3 基本目標

悩みを抱える本人が、自ら相談場所につながることは困難な場合があります。そのため、些細なことから声をかけあい、相手の様子に気づいていく周囲の行動を促すことが必要です。「心配している誰かが周りにいる」という環境を市民と共につくることをめざし、「声かけあい、気づき、つながるまち」を基本目標とします。

### 声かけあい、気づき、つながるまち

## 4 数値目標

国は当面の目標を、平成27年を基準として、平成38年までの11年間に自殺死亡률을30%以上減少させることとしています。

考え方の整合性を図り、本市では平成34年までの5年間で自殺死亡률을、35.2以下とすることを目標とします。(本計画策定時の人口に当てはめると、11人以上の減少となります。)

	平成25～29年の平均 (基準)	平成30～34年の平均 (目標)
自殺死亡률	40.8	35.2以下

## 5 基本施策

第2章で整理した課題を踏まえ、次のとおり基本施策を設定します。

**基本施策1 市民意識の向上**

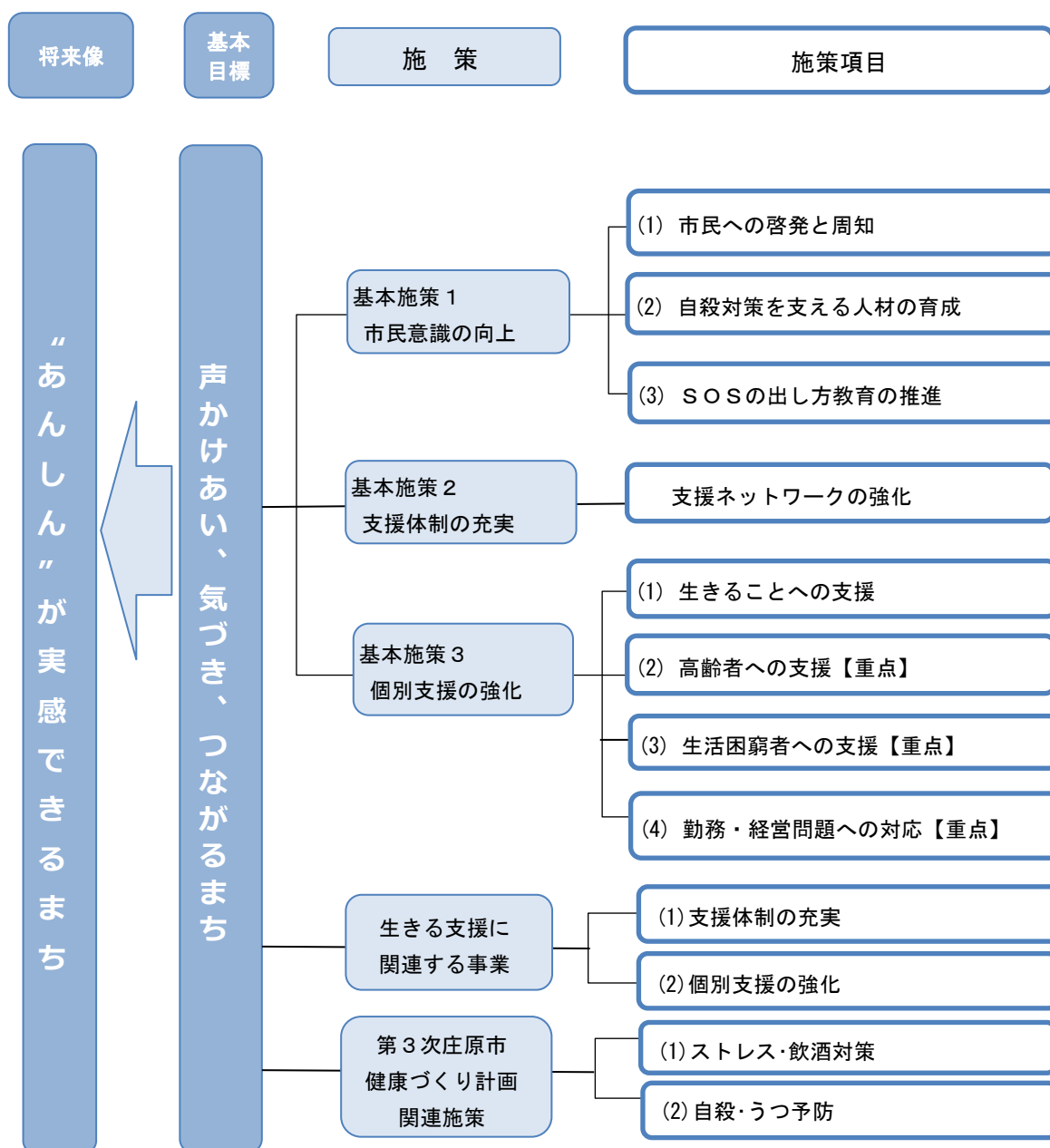
**基本施策2 支援体制の充実**

**基本施策3 個別支援の強化**

## 6 関連事業

自殺対策とは「生きることの包括的支援」であるとの視点から、関係課等の「生きる支援」に関連する事業及び第3次庄原市健康づくり計画における関連施策を、関連事業として本計画に位置づけます。

## 7 計画の体系



## 第4章 具体的な取り組み

### 1 基本施策

#### (1) 基本施策1 市民意識の向上

##### 施策の方向性

自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割や困難・ストレスに直面したときに助けを求める方法等についても理解と関心が深まるよう、啓発事業を展開します。

##### 主な取り組み・事業

##### ①市民への啓発と周知

取り組み・事業	内 容	担当課等
自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）での啓発	自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせ、ポスター・懸垂幕掲示、公用車へのステッカー貼付、啓発ティッシュ配布等を行い、啓発します。	保健医療課
相談窓口リーフレット等の作成・配布	さまざまな場所や機会に相談窓口に関するポスター・リーフレット等作成し、掲示・配布します。  市役所等窓口／各種通知文書	保健医療課 高齢者福祉課 社会福祉課 児童福祉課 市民生活課 自治定住課 商工林業課 教育指導課 ほか
講演会等の開催	さまざまな講演会・セミナーを通じ、市民全体の自殺予防の意識向上につなげます。  精神保健講座／人権啓発講座／地域別人権学習会／男女共同参画講座／地域づくり人材育成研修／DV防止講演会／庄原市企業人権啓発推進連絡協議会セミナー等	保健医療課 高齢者福祉課 社会福祉課 児童福祉課 市民生活課 自治定住課 商工林業課 教育指導課 生涯学習課
パネル展の開催	市民向けのパネル展で自殺予防の意識向上につなげます。  精神保健パネル展／健康まつりでの展示／人権啓発パネル展／男女共同参画パネル展等	保健医療課 市民生活課

## ②自殺対策を支える人材の育成

取り組み・事業	内容	担当課等
ゲートキーパー養成講座	<p>さまざまな分野に関連する人が自殺の実態を知り、自殺や心の健康への正しい理解を深めることでゲートキーパーの役割を担えるよう、講座を実施します。</p> <p>市民／民生委員児童委員／ひとり暮らし高齢者等巡回相談員／介護施設職員等</p>	保健医療課

## ③SOSの出し方教育の推進

取り組み・事業	内容	担当課等
いじめに関するアンケート	各学校において、児童生徒や保護者に対しアンケートを実施し、いじめのサインを早期に発見し、対応します。	教育指導課
SOSの出し方に関する教育	各学校において年 1 回はSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育指導課
いのちの学習	中学校3年生を対象とした「いのちの学習」を通して「いのち」の大切さについて学習する場や相談窓口の情報等を提供します。	保健医療課 教育指導課
人権教育	子どもの人権SOSミニレターの配布等、学校と連携を図りながら実施します。	市民生活課 教育指導課

## (2) 基本施策2 支援体制の充実

### 施策の方向性

自殺に至る危機経路はさまざまであることから、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携のもとに、推進していく必要があります。このため、関係機関との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

### 主な取り組み・事業

#### 支援ネットワークの強化

取り組み・事業	内容	担当課等
庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会	健康づくり計画・自殺対策計画の効果的な推進を図るため、計画の推進に関し協議及び検討を行います。	保健医療課
精神保健の緊急対応に係る連絡会議	精神保健の緊急対応について、関係機関が連携して適切に対応するため情報交換を行います。	北部保健所 保健医療課
地域ケア推進会議	高齢者の自立と安心を支える地域づくりのため、関係機関・団体等と連携し、地域の課題解決に向けた方針の共有や取り組み案の検討を行います。	高齢者福祉課
生活困窮者自立支援事業に関する連絡会	生活困窮者の自立を支援するため、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課
生活困窮者自立支援調整会議	生活困窮者の支援プランの評価等を行い、適切に支援するため連携します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

### (3) 基本施策3 個別支援の強化

#### 施策の方向性

「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やしていくため、居場所づくりの促進や高齢者、生活困窮、勤務・経営問題等への取り組みを推進します。

#### 主な取り組み・事業

##### ① 生きることへの支援

取り組み・事業	内容	担当課等
居場所づくりの促進と情報提供	孤立のおそれのある人も含め、個人と地域がつながり、生きがいに結びつくことができるよう、居場所づくりを推進していきます。  ソーシャルクラブ／ひきこもり当事者・家族・支援者の会／デイホーム事業／小地域サロン・生きがい創造型サロン活動／人財バンク事業等	保健医療課 高齢者福祉課 自治定住課 社会福祉協議会
ひきこもり支援	ひきこもりを正しく理解し、地域に支援者を増やす目的でひきこもり講演会を開催します。また関係機関と連携し個別支援を実施します。	保健医療課 社会福祉協議会
自死遺族への情報提供	各種相談先や相談会などの自殺対策の関連情報の周知を図ります。  自死遺族への相談窓口リーフレットの作成・配布／個別の電話・来所の相談への対応等	保健医療課 北部保健所
広島わかちあいの集い「忘れな草」（自死遺族の集い）との連携	大切な人を自死により亡くした体験や気持ちを語り、ともに分かち合い、支えあうことによって、これから生きていく支援をするために連携します。	保健医療課



## ② 高齢者への支援【重点】

取り組み・事業	内容	担当課等
個別ケア会議	個別ケースの課題解決に向けた支援を検討するとともに、担当者レベルでのネットワークを構築し、地域課題を把握します。	高齢者福祉課
相談対応体制の強化	地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス提供事業者を対象とした虐待の防止や対応に関する研修会を開催し、職員のスキルアップを図るとともに相談対応などの支援を行います。	高齢者福祉課
介護予防把握事業 (一般介護予防事業)	老人介護支援センター等の訪問により、うつ・閉じこもりの支援を要する高齢者を把握し、介護予防事業等につなげます。	高齢者福祉課
高齢者等の見守り	高齢者を含めた市民同士の見守りあいネットワークを構築し、地域の見守りあい活動を推進するとともに、支援が必要な人を把握し、制度やサービスの利用へつなげます。  市民／老人クラブ／民生委員／ひとり暮らし高齢者等巡回相談員等	高齢者福祉課 社会福祉課 自治定住課
認知症カフェ	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が参加して、介護の相談や情報交換などを行います。	高齢者福祉課
家族介護交流事業	要介護者を介護している家族を対象に、身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とした交流会を開催します。	高齢者福祉課 (社会福祉協議会)

## ③ 生活困窮者への支援【重点】

取り組み・事業	内容	担当課等
生活困窮者自立支援事業 「たんぼぼ」	生活が困窮している市民からの就労、その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、支援計画の作成及び、定期的な支援調整会議での評価等を行い、自立促進を図るための支援を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
生活困窮者自立支援事業 に関する連絡会（再掲）	生活困窮者の自立を支援するため、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課

## ④ 勤務・経営問題への対応【重点】

取り組み・事業	内容	担当課等
メンタルヘルスに関する啓発	商工会議所報等を通じ、相談窓口や労働者のメンタルヘルスの向上に向けた情報を提供します。	保健医療課 商工会議所・商工会
ハラスメントに関する啓発	ハラスメントにより働く人が自殺に追い込まれることがないように、相談窓口や相談会の情報を提供し、啓発していきます。	商工林業課 保健医療課
庄原市企業人権啓発推進 連絡協議会セミナー	人権研修を実施し、企業内の明るい職場の実現と人権啓発を推進していきます。	商工林業課

## 2 生きる支援に関連する事業

自殺対策は、生きることの包括的支援として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携し、総合的に実施されなければならないことから、基本施策以外の生きる支援に関連する関係課等の施策を、「生きる支援に関連する事業」として位置づけます。

### ① 支援体制の充実

取り組み・事業	内容	担当課等
要保護児童対策地域協議会	保護者の不安や悩みを早期に軽減・解消できるよう、関係機関が連携し、早期対応を推進します。	児童福祉課
学校警察連携協議会	児童生徒の問題行動及びいじめの未然防止を図ることを目的とし、学校と警察、関係機関等の情報交換、研修会を行います	教育指導課
学校評価	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、学校運営を改善し、教育水準の向上を図ります。	教育指導課
生徒指導主事等研修	各学校の生徒指導主事等を対象に、自己肯定感を高める教育のための研修を行います。	教育指導課
広島県北部地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等に対する就労支援を実施するため連携します。	社会福祉課
庄原市障害者支援協議会	障害のある市民が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者福祉施策に関する協議等を行います。	社会福祉課
ひろしま北部若者サポートステーションとの連携	就職困難な若者に対し、悩み相談や課題への支援をする若者サポートステーションと連携し、若者の就職を支援します。	保健医療課
広島産業保健総合支援センターとの連携	職場のメンタルヘルス対策に関する相談窓口や教育等について、広島産業保健総合支援センターと連携し、情報提供します。	保健医療課

## ② 個別支援の強化

取り組み・事業	内容	担当課等
保健師による相談	保健師が電話・面接・訪問等により、体や心の悩み、自死遺族に関する相談に応じます。	保健医療課 北部保健所
被災者訪問	継続的に心と体の健康支援が必要な被災者に対し、保健師や庄原市地域支え合いセンターが継続訪問します。	保健医療課 (社会福祉協議会)
心の健康相談	精神疾患の早期発見・治療につなげていくため、保健所が主催している精神科医師による心の健康相談との連携を図り、相談者への支援を行います。	北部保健所 保健医療課
産婦健康診査	産後うつや新生児への虐待防止のため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。	保健医療課
生活保護事業	生活が困窮している人に対し、生活保護法による保護を実施し、適切な対応に努めます。	社会福祉課
障害者外出支援	外出時の経済的負担の軽減及び、外出機会及び活動範囲を広めるため、中重度の障害者へ「障害者外出支援券」を交付します。	社会福祉課
障害者就労支援	経済的自立支援及び社会参加促進のため、福祉作業所の運営と通所経費等の一部を助成します。	社会福祉課
高等技能訓練促進給付金	ひとり親家庭の就労支援として、看護師・介護福祉士等対象資格を取得するため、1年以上の養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。	児童福祉課
DV相談	女性相談員を設置し、DV被害者や女性の相談にあたります。	児童福祉課
自立支援教育給付金	適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、市があらかじめ指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に受講費用の一部を支給します。	児童福祉課
ファミリーサポート事業	日常の預かりや病後児の預かり等育児の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを行います。	児童福祉課
発達支援巡回相談	広島県発達障害者支援センターに委託し、発達支援の巡回相談を実施します。	児童福祉課
子育て支援拠点事業	子育て支援施設において、集いの場の提供・子育て相談・講演・子育て情報の提供を行います。	児童福祉課
出産お祝い訪問	子育て支援拠点事業のコーディネーターによる出産お祝い訪問を実施し、子育て・地域情報を提供するとともに、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立防止を図ります。	児童福祉課
子育て相談	家庭児童相談員を配置し、0～18歳までの子育て家庭に対し、子育てに関する相談を受けます。	児童福祉課
市民相談	日々の暮らしの中で起きるさまざまな悩みごとや困りごとなどについて相談に応じ、内容に応じて担当部署や他機関などを紹介します。	市民生活課
消費生活相談員の設置	消費生活相談員が消費生活に関する苦情や相談を受け、解決に向けて支援します。	市民生活課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー派遣事業	学校や保護者からの要請により、悩みを抱えた児童生徒に係る支援、助言や学校訪問を行います。	教育指導課
生徒指導対策事業	学校生活安全相談員による問題行動への早期対応や警察連携、学校訪問指導により、未然防止・再発防止を図ります。	教育指導課
就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な人へ就学援助費を支給し、就学を支援します。	教育指導課
福祉サービス利用援助事業(かけはし)	一人で物事を決めることに不安のある人が安心して暮らせるよう、日々の暮らしに必要な福祉サービス利用手続き、金銭管理等を支援します。	社会福祉協議会
資金貸付事業	低所得者等への資金の貸付により安定した生活を送れるよう支援します。	社会福祉協議会
経営等に関する相談	「経営安定特別相談室」において、中小企業の倒産を防止するための相談に応じます。	商工会議所・ 商工会

### 3 第3次庄原市健康づくり計画における関連施策

本計画は、第3次庄原市健康づくり計画と整合・調整を図ることから、自殺のリスクとなるうつ病、アルコール健康障害等への対策は、同計画に基づき実施します。

#### (1) ストレス・飲酒

##### ① ストレス対応力の強化

ストレスを解消したり、受け止め方を変える方法を学ぶ取り組みを推進します。

特に、働く世代にストレスをよく感じる人が多いことから、事業所と連携したストレス対策を推進します。

ライフステージ	取り組み
全世代	広報や地域の健康教室等で睡眠・休養・ストレス対処に関する健康情報を提供します。
	ひきこもり当事者や家族、精神的不安のある人が、安心して過ごすことができる場、相談できる場、役割を感じられる場づくりを支援します。
	こころの健康や病気について理解ある人を増やします。
	地域での教室等で、ストレスやこころの健康について考える機会を提供します。
乳幼児期 学童期 思春期	乳幼児健診や育児相談、家庭訪問などを通して子育てに関する悩みや相談に応じます。
	保育所や教育機関等との連携を強化し、早期に適切な支援へつなげます。
青年・壮年期	事業所等へ、講演会や講座の周知、従業員向けのメンタルヘルス情報の提供、相談窓口の紹介等を行います。

##### ② 飲酒習慣の改善

関係機関と連携を図り、飲酒の健康への影響や適切な飲酒量など、正しい知識の普及啓発を行うとともに、アルコールによる健康障害への対策を推進します。

ライフステージ	取り組み
全世代	健康まつり等のイベントや広報、講演会等で適正飲酒について広く啓発します。
	医療機関や断酒会等と連携を図り、アルコール関連問題を持つ本人・家族を支援します。
乳幼児期 学童期 思春期	中学生や高校生、妊婦に対し、未成年者や妊婦の飲酒が健康に与える影響について指導します。
青年・壮年期	飲酒を始める新成人に適正飲酒について啓発します。
	商工会議所等を通して、事業所に対し、定期的に健康情報を提供します。
高齢期	介護保険事業所や老人介護支援センター等と連携を図り、アルコール関連問題を持つ本人・家族を支援します。

## (2) 自殺・うつ予防

### 正しい知識の普及・啓発

うつ・自殺予防について、一人ひとりの気づきと見守りを促すため、正しい知識の普及啓発を行います。

また、ゲートキーパーの養成を行うとともに、関係機関と連携し、「気づく」、「聴く」、「つなぐ」、「見守る」体制づくりを推進します。

ライフ ステージ	取り組み
全世代	自殺予防週間、自殺対策強化月間を広く周知し、こころの健康について考える機会の提供と生きる支援を行います。
	地域や事業所、学校等でゲートキーパー養成講座を開催します。
	こころの健康講座を実施するなど、うつ病やこころの健康に関する正しい知識を広く周知します。
乳幼児期 学童期 思春期	教育関係機関との連携を図り、中学校3年生を対象とした「いのちの学習」を通して「いのち」の大切さについて学習する場を提供します。
	乳幼児健診や育児相談、家庭訪問などを通して、保護者の子育てに関する悩みや相談に応じます。
青年・壮年期	事業所に対して、若いうちから楽しみや生きがいを持つこと、睡眠、一人で抱え込まずに相談することの重要性など、自殺予防に関する情報を提供します。
	こころの健康相談やいのちの電話など、安心できる相談窓口等の情報を提供します。
高齢期	介護保険事業所や老人介護支援センター等との連携により、見守りや気づきを促します。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

---

自殺対策を「生きることの包括的支援」として再構築し更に推進していくため、行政機関や、民間団体及び市民が、果たすべき役割を自覚し共有した上で、相互に連携、協働して、計画に沿った取り組みを実施します。

### 2 計画の周知

---

広報紙やホームページ等による広報や、各種行事を通じて計画の周知・浸透を図ります。

### 3 点検と評価

---

#### (1) 点検・評価体制

計画の推進状況について、定期的に把握・確認し、評価を行います。

ただし、地域における自殺の状況は、様々な社会環境の変化等により急変することが考えられることから、計画の着実な推進を図りつつ、そうした変化に応じて柔軟に対応します。

## (2) 評価指標一覧

本計画においては、次のとおり評価（目標）指標を設定します。

指 標		現 状 (H30 年度)	目 標 (H35 年度)	目標値の根拠
成果 目標	5年間平均自殺死亡率の減少	40.8 (H25-29年)	35.2以下 (H30-34年)	国の目標参照
取 り 組 み 目 標	基本施策1 市民意識の向上			
	リーフレット等配布回数	2回/年	4回以上/年	
	講演会・パネル展実施数	0回/年	1回以上/年	
	ゲートキーパー養成講座実施回数	1回/年	3回以上/年	
	ゲートキーパーを知っている市民の割合	9.0% (H28年度)	20.0% (H34年度)	第3次健康 づくり計画
	基本施策2 支援体制の充実			
	庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定 推進委員会の開催	2回/年	2回/年	
	基本施策3 個別支援の強化			
	ひきこもり等のところに不安がある人を 支える場の数	4所 (H28年度)	7所 (H34年度末)	第3次健康 づくり計画
	自治会に集まり場(サロン・地域デイホーム) のある割合	76.0% (H28年度)	76.0%以上 (H32年度末)	第7期高齢者 福祉計画・介護 保険事業計画
老人クラブの会員登録率	38.1% (H28年度)	38.4%以上 (H32年度末)	(H33年度以降 は8期計画に 準じる)	
認知症カフェの設置数	3所 (H28年度)	7所 (H32年度末)		



# 資料

## 1 「自殺総合対策大綱」(概要)

(平成 29 年 7 月 25 日閣議決定)

### 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

#### 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

##### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

##### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

##### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

##### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

##### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

##### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し



## 2 庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会設置要綱

---

平成 18 年 6 月 13 日告示第 82 号

最終改正 平成 30 年 5 月 23 日告示第 72 号

(設置)

第 1 条 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画及び自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画（以下「計画」と総称する。）を策定し計画の効果的な推進を図るため、庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、必要な調査及び協議を行うこと。
- (2) 計画の推進に関し、協議及び検討を行うこと。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 公共的団体の役員又は構成員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活福祉部保健医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第42号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月23日告示第72号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

### 3 庄原市健康づくり計画・自殺対策計画策定推進委員会委員名簿

	氏名	所属等	所属役職等	備考
1	林 充	庄原市医師会	会長	委員長
2	片岡 主一	庄原市歯科医師会	副会長	職務代理者
3	田高 和子	広島県北部保健所	保健課長	
4	栗部 秀道	庄原商工会議所	事務局長	
5	原 明美	広島県栄養士会備北支部		
6	森江 光明	庄原市民生委員児童委員協議会	副会長	
7	山田 憲子	庄原市社会福祉協議会	居宅介護課長	
8	大山 佳奈美	庄原市小学校教育研究会健康教育部会	ブロックリーダー	
9	塚原 春雄	東自治振興区	事務局長	
10	坂本 睦子	西城はっぴいメイト	代表	
11	木野谷 幸子	東城町健康づくり推進員連絡協議会	会長	
12	門野 康江	口和健康づくりの会	会長	
13	香川 篤子	庄原市高野町老人クラブ連合会	会長	
14	田辺 静香	比和地区介護予防ボランティア		
15	上瀧 吹枝	総領保育所	保育士	

#### 4 計画策定の経緯

年 月	項 目	内 容
平成30年 3月～4月	策定体制及び計画策 定概要の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉部調整会議</li> <li>・関係課協議</li> <li style="margin-left: 20px;">〔 高齢者福祉課、社会福祉課、児童福祉課、 市民生活課、教育指導課、生涯学習課、 自治定住課、商工林業課 〕</li> <li>・部長支所長会議</li> </ul>
平成30年 5月	現状把握と課題整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺実態プロファイル及び実施済みアンケート等 による現状課題の整理</li> </ul>
平成30年 8月～10月	関連事業の洗い出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課ヒアリング</li> </ul>
平成30年 10月～12月	計画骨子案作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回ワーキング会議</li> <li>・生活福祉部調整会議</li> <li>・第1回策定委員会</li> </ul>
平成31年 1月～2月	計画素案作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回ワーキング会議</li> <li>・関係課長会議</li> <li>・第2回策定委員会</li> <li>・部長支所長会議</li> </ul>
平成31年 2月～3月	計画案の意見聴取 最終案作成 推進状況確認表作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントによる意見聴取</li> <li>・第3回ワーキング会議</li> </ul>

## 5 用語解説

### 【あ行】

うつ	気分障害の一種であり、抑うつ気分や不安・焦燥、精神活動の低下、食欲低下、不眠症などを特徴とする精神疾患。
SOS の出し方教育	命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶのと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育。
SOS ミニレター	法務局の人権擁護機関が、全国の小学校・中学校の児童・生徒に便箋兼封筒を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決にあたる活動。
NPO 法人ライフリンク	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクのこと。自殺予防や自死遺族ケアなどの自殺対策を行っている全国の団体や個人などに対して、活動促進のために必要な実態の調査や関連情報の提供などを行い、誰も自殺の危機に陥ることなく、平和的に暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

### 【か行】

学校生活安全相談員	問題を抱えた児童及び生徒に対し、課題把握と解決に向け計画作成、家庭・友人関係等の働き掛け、関係機関等への連携・調整等専門的な指導及び支援を実施する。
家庭児童相談員	心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、性格、生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童やその保護者の相談に応じ、助言や指導を行う。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	要介護者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるようサービス事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する専門的な知識・技術を有する人。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人。

### 【さ行】

産後うつ	分娩後の数週間、ときに数か月後までの時期に見られる極度の悲観と、それに関連する心理的障害が起きている状態。
自己肯定感	「自分は大切な存在だ」、「自分は生きている価値がある」、「自分は必要な人間だ」と思えるこころの状態。
自殺死亡率	人口 10 万人あたりの自殺者数。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。
自殺対策基本法	わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺対策強化月間	自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めたもの。
自殺予防週間	平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、これらに対する偏見をなくすため、9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を協力的に推進し、いのちの大切さとともに、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法について国民の理解を促進する」としたもの。
自死遺族	家族・親族を自殺により亡くした人。
庄原市企業人権啓発推進連絡協議会	企業の社会的立場と自覚のもとに会員相互の連携を図り、企業内の明るい職場の実現と人権啓発を推進することにより、企業等における就職差別の撤廃等をめざすことを目的とした会。
消費生活相談員	地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う消費生活センターの相談員。悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。
女性相談員	配偶者からの暴力を受けている者又は受けるおそれのある者等からの相談に応じ、指導や関係機関との連絡調整等を行う。
スクールカウンセラー	児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導、助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて問題解決を行う。
生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
ソーシャルクラブ	在宅で生活を送っている精神障害者が交流できる場。生活リズムを整える、社会性を身につける、相談する、気分転換を図る等を目的とし、グループ活動を行う。

### 【た行】

DV	ドメスティックバイオレンスの略。配偶者(夫または妻)や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力のこと
----	--

【は行】

パブリックコメント	市政への参加機会を拡大するため、市が施策の立案過程において趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求める制度。
ハラスメント	人に肉体的、精神的苦痛や困惑、不快感などを与えること。嫌がらせ。
ひきこもり	長期に渡って自宅や自室に閉じこもり、社会活動に参加しない状態が続くこと。
ひとり暮らし高齢者等巡回相談員	75歳以上の一人暮らし高齢者世帯を対象に、定期的な訪問を行い、安否確認と日常生活の相談に応じる。
プランナーモニター制度	事前に登録した市民が、インターネットを利用して、まちづくりの事業提案や市の事業の評価を行う制度。

【ま行】

民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。こころの健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

【わ行】

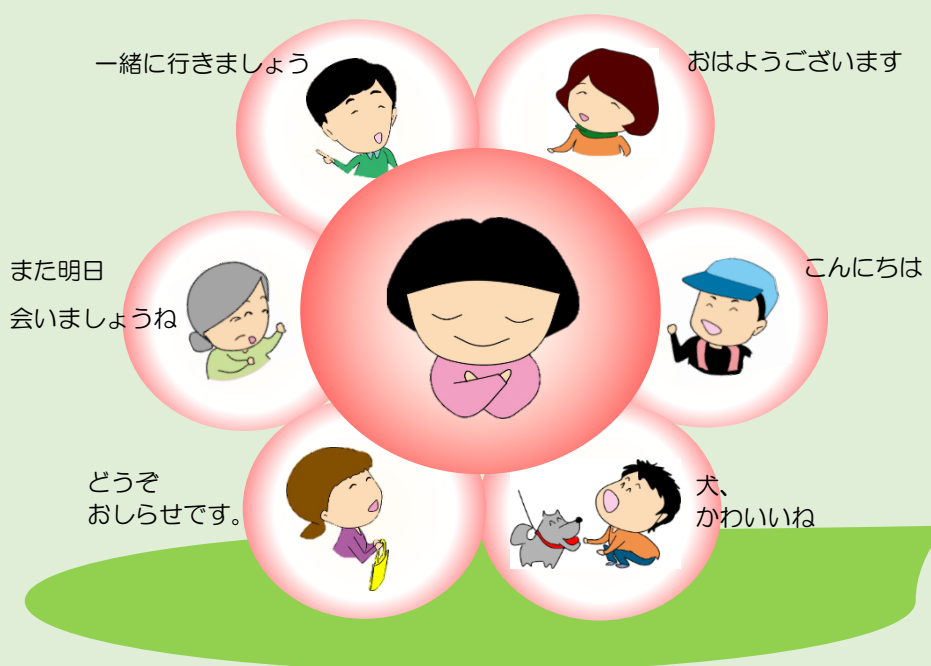
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。
若者サポートステーション	15歳以上39歳以下の若年無業者（通学・家事を行っていない者）の職業的自立を促すために設置された、厚生労働省委託の支援機関。

自殺対策として、だれもが取り組むことができるのは、いつものことを知り、そして、いつもの違いに気づくこと。

日常の他愛もない会話ややりとりで周りの人とつながっていることが、自殺対策の一歩です。

このイラストは、朝の食卓についたとき、仕事の合間に、回覧板を届けたとき、サロンの終わりに、など、いつもの何気ない声かけの中に、一人ひとりが見守られている安心感をイメージしています。

だれもが取り組むことができる声かけ“あいさつ”が通いあい、安心が実感できるまちを目指して…。



いのち支える庄原プラン  
(庄原市自殺対策計画)

発行年月 平成31年3月  
発行 庄原市  
編集 庄原市生活福祉部保健医療課  
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号  
Tel 0824-73-1255 Fax 0824-75-0245  
ホームページ <http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>